

令和3年 2月 1日

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社会福祉法人桂の泉

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 2月 1日～令和 8年 1月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 3年 2月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3年 3月～ 制度に関するリーフレットや関連する書面等のファイリングをして、申し出があれば職員がいつでも閲覧可能な状態にする。

目標2：育休明けの職場復帰がスムーズに進むよう、育児休業中の職員へ、随時職場の情報提供を行う。

<対策>

- 令和 3年 2月～ 育休中の職員への情報提供（学園だより等）
- 令和 3年 4月～ 育休明けの職場復帰がスムーズに進むよう、相談窓口を設ける。

以上